

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務委託 仕様書

1 業務委託名

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務委託

2 業務委託の目的

本業務は、「第7次尾鷲市総合計画前期基本計画」が令和8年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和9年度から令和13年度を計画期間とした「第7次尾鷲市総合計画後期基本計画」（以下7次総計後期計画）を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「戦略」という。）が令和8年度をもって計画期間が終了することを受けて、次期の「戦略」（以下「次期戦略」という。）については、「7次総計後期計画」における重点プロジェクトの1つとして基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 業務の概要

業務の内容は、概ね次のとおりとする。

なお、ここでは、7次総計後期計画及び次期戦略の策定に必要と考える事項を明記しているが、プロポーザルの実施に決定した受託者の企画提案により、一部業務内容を変更・調整する場合がある。

(1) 策定方針の設定支援

7次総計後期計画及び次期戦略の策定に向けて、体系の考え方、会議運営、スケジュールなど、策定方針案の作成における支援を行う。

(2) 市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とすること。

(3) 市民アンケート調査の実施と報告書の作成

総合計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。

回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、総合計画への反映を行うこと。

・対象者及び票数

一般住民：1,000票（回収率見込み：50%）

・アンケート調査実施に係る作業分担

| 尾鷲市 | 受託者 |
|------------------|----------------------|
| 実施方針の確定 | 調査票案の設計と補修正 |
| 調査票案の検討と確定 | 単純集計・クロス集計 |
| 調査票の印刷 | 調査結果の分析 |
| 対象者の抽出及び宛名ラベル作成 | アンケート結果報告書案の作成と補修正 |
| 発送・回収用封筒の印刷 | アンケート結果報告書の作成（データ納品） |
| 封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 | |
| アンケート配布・回収経費負担 | |
| 回収アンケートの開封・管理 | |
| 回収アンケートの入力 | |
| 自由記述回答部分の整理 | |
| アンケート結果報告書案の検討 | |

(4) トップインタビューの実施

市長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とすること。

(5) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施すること。

シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行うこと。

また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とすること。

① 総合計画

現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等については、毎年各課への調査により数値を把握していることから、調査結果シートを活用した上で、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証すること。

② 戦略

戦略の具体的な取組の進捗状況やK P I（重要業績評価指標）等の達成状況についても、毎年各課への調査により数値を把握していることから、調査結果シートを活用した上で、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証すること。

(6) 人口ビジョンの見直し

現行の尾鷲市人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口の推計を見直すこと。

その際、本年度に県が改定を予定している、三重県人口ビジョンにおける数値目標や、基本的な考え方を十分に踏まえ、本市人口ビジョンの見直し素案に反映し策定すること。

また、「次期戦略」、アンケート調査等の基礎調査結果等を踏まえ、本市の人口変動要因やその改善のための課題を分析し、目指すべき将来の方向案を提示した上で、本市が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」の見直し素案を作成すること。

(7) 施策別現況・課題の調査及び整理

(1) から (6) までの内容を踏まえ、「次期戦略」と連携した「7次総計後期計画」の策定に向けたまちづくりの課題について調査を行い、体系的に整理すること。

(8) 7次総計後期計画及び次期戦略案の策定

計画素案の策定にあたっては、必要な作成ツール・研修等を用意し、職員の施策立案を支援すること。

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正すること。

「7次総計後期計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「次期戦略」については、「7次総計後期計画」の中の重点プロジェクトとして位置付け、両計画を一体的に策定すること。

また、計画策定の際、K P I の変更を含めた評価・管理指標の見直しについて検討し、現実性、実効性の高い進捗管理を行うことができるよう、提案すること。

① 7次総計後期計画

- ・重点プロジェクト（次期戦略）と整合した計画体系及び施策の展開内容の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案
- ・上記を踏まえた基本計画素案の作成

② 重点プロジェクト（次期戦略）

- ・基本的考え方や基本目標等の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案

(9) パブリック・コメントの実施支援

「7次総計後期計画」の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行うこと。

(10) 審議会等の運営支援

市民参加、職員参加の計画づくりを進めることとし、会議等について開催・運営の企画、提出する資料の作成、会議への参加と議事要旨の作成、パブリック・コメントの資料の作成など、計画策定のための支援を行うこと。

あわせて会議の議事録の作成を行うこと。

また、総合計画、総合戦略の策定において、それぞれ会議等を開催することとし、会議回数等について提案すること。

(11) 計画書及び概要版の原稿作成

パブリック・コメントを反映し確定した「7次総計後期計画」「次期戦略」を踏まえた計画書及び計画内容を要約した概要版の原稿を作成することとし、「7次総計後期計画」「次期戦略」を一体化し作成する場合は、概要版も一体化し作成するものとする。

また、概要版については、計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくとりまとめることとする。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、成果品納品時を含め3回以上実施し、その他、審議会等の開催の際にも、WEB会議等も活用しながら、逐次打合せを行うこと。

また、業務を円滑に遂行するため、必要に応じて事務局と打ち合わせを十分行うこととし、特に本市の業務集中時には確実に対応ができるようにすること。

5 業務期間

(1) 全体スケジュールの提案

受託者は、「7次総計後期計画」及び「次期戦略」に係る方針、作業及びスケジュールについて提案を行い、本市と協議の上決定すること。

(2) 策定作業の期間は概ね次のものとし、計画の取り纏め完了時期は令和8年10月末頃を想定し、スケジュールを提案すること。

【令和7年度】①策定方針の設定 ②現状把握・構造分析等基礎調査 ③市民アンケート調査・報告書作成 ④トップインタビュー ⑤現行計画・戦略の総合評価 ⑥人口ビジョン見直し ⑦施策別現況・課題調査、整理
⑩審議会等の開催・運営支援 ⑫打合せ協議

【令和8年度】⑧7次総計後期計画・次期戦略案の策定 ⑨パブリック・コメントの実施 ⑩審議会等の開催・運営支援 ⑪計画書及び概要版の原稿作成
⑫打合せ協議

6 成果品

- (1) アンケート結果報告書 データー式（Word及びPDF）
- (2) 「7次総計後期計画及び次期戦略」本編 データー式（Word及びPDF）
- (3) 「7次総計後期計画及び次期戦略」概要版 データー式（Word及びPDF）
- (4) 本業務関連の電子データー式（CD-R等）
- (5) その他尾鷲市が必要とする報告資料、関係データー式

7 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有するものを配置すること。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合は、すみやかに発注者が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行なうものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (3) 業務に必要な資料で本市が所有している提供可能な資料については貸与する。

この場合は、業務が完了した後、すみやかに返却すること。

8 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護条例に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。